

## Global Tax Update

### インド

デロイトトーマツ税理士法人

2018年1月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

#### 1. グループ内役務提供(IGS: Intra Group Service)に係る支払の受領、費用の精算は、インドにおいて課税対象外<sup>1</sup>

コルカタ控訴裁判所(Kolkata Tribunal)は、第三者からサービスが提供され、これに対する費用が外国グループ会社によって当初弁済され、のちにインド法人に対して原価でチャージバックされた場合、外国グループ会社はサービスを提供しておらず、またチャージバックされた金額についても収益の要素がないことから、インド法人が源泉徴収を実施する必要はないとの判決を下した。

なお、上記は控訴裁判所の判決であり、費用の精算に対する課税及び支払人における源泉徴収義務に関する課題は、引き続き重要な議論となっていることを留意されたい。

#### 2. 引当金戻入を計上する日付は、支払人において、年度末の引当金にかかる収益が発生したか否かを決定する重要な要素である<sup>2</sup>

インドでは、多くの会社が財務諸表や監査報告を完成させるために、会計年度末に費用に対する引当金を計上する。引当金は課税所得の計算上加算される。一方で、この引当金は、翌年戻し入れされることから、この戻入額は翌年の課税所得の計算上減算処理できる。

バンガロール控訴裁判所(Bangalore Tribunal)は、費用に対する引当金の計上時期と戻入の時期に時間差が生じる場合、源泉徴収義務が生じる旨の判決を下した。

#### 3. GST<sup>3</sup>申告<sup>4</sup>期限の延長

インド政府は、物品の仕入の詳細を申告する GSTN-1 の申告期限を延長した。詳細は以下のとおりである。

前年度又は本年度の総売上が1,500万インドルピー以下の納税者

期間(四半期)	申告期限
2017年7月-9月	2017年12月31日
2017年10月-12月	2018年2月15日
2018年1月-3月	2018年4月30日

1 The Timken Company [TS-569-ITAT-2017 (Kol.)]:コルカタ控訴裁判所

2 バンガロール控訴裁判所

3 物品・サービス税:既存の複雑な間接税体系に代わり、2017年7月1日より導入された最近の間接税法

4 2017年11月15日付 Central Tax:通達 No. 57/2017 及び 58/2017

前年度又は本年度の総売上が 1,500 万インドルピー以上の納税者

期間	申告期限
2017 年 7 月－10 月	2017 年 12 月 31 日
2017 年 11 月	2018 年 1 月 10 日
2017 年 12 月	2018 年 2 月 10 日
2018 年 1 月	2018 年 3 月 10 日
2018 年 2 月	2018 年 4 月 10 日
2018 年 3 月	2018 年 5 月 10 日

2017 年 7 月から 2018 年 3 月までの期間における Form GSTR-2(物品の仕入の詳細に関する申告書)及び Form GSTR-3(確定した仕入税額控除額に基づくすべての物品及びサービスの提供・仕入の詳細に関する申告書)の申告スケジュールは、後に政府の通達により公表される。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### デロイトトーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之

[hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp](mailto:hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp)

シニアマネジャー Pawankumar Kulkarni

[pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp](mailto:pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp)

## ニュースレター発行元

### デロイトトーマツ税理士法人

#### 東京事務所

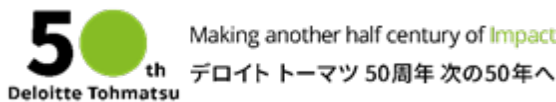
〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)



デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュートーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001